

国の地方支分部局(出先機関)の見直しの 具体的方策〔提 言〕

～ 今こそ、“地方が主役”の行政体制への転換を～

【概 要】

平成20年2月28日

全国知事会

地方分権改革推進委員会からの要請を受け、8府省17出先機関の具体的な見直しを提案

出先機関見直し3つの効果

住民の選択による行政サービスの実現
国と地方を通じた行政機関のスリム化
国が国本来の役割に専念可能

これらを通じて、『国民本位の行財政への転換』『活力ある地方の創出』を目指す

1 出先機関見直しの基本的な考え方 ~地方でできることは地方で~

- 1 都道府県単位の出先機関については、原則廃止
- 2 ブロック単位の出先機関については、地方でできるものは廃止
- 3 ただし、以下の組織については、合理化を図ったうえで残す
 - 国の存立に関わる事務を取り扱う組織 (入国管理局、税関等)
 - 全国的な規模・視点に立つて行う必要のある事務を取り扱う組織 (地方航空局、管区气象台等)
 - 地方整備局等のうち公共事業等にかかる地方の役割を拡大した後に、なお国として全国的規模・視点から直接執行する必要性が極めて高いものを行う組織 (災害復旧関係等)

地方への移譲に伴う国の職員については、まず、組織・事務の徹底した合理化を進め、その上で、地方として、必要な人員の受け入れについて協力

2 検討結果

地方への移譲により廃止・縮小できる機関

沖縄総合事務局	地方厚生局
都道府県労働局	労働基準監督署
公共職業安定所	
中央労働委員会地方事務所	
地方農政局	漁業調整事務所
経済産業局	地方整備局
北海道開発局	地方運輸局
地方環境事務所	

< 今後の論点 >

- ・真に国が責任をもつべき仕事(県域をまたがる事業や国家的大規模事業など)の取扱い
- ・全国的なネットワークの確保のあり方
- ・専門的知識の確保、人材育成のあり方 等

当面、国に残すべき機関

森林管理局(署)
総合通信局
地方航空局
・この他、災害復旧関係業務についても
国に残すべきとしている

廃止・統合及び存続の両論併記の機関

法務局・地方法務局

3 今後の進め方

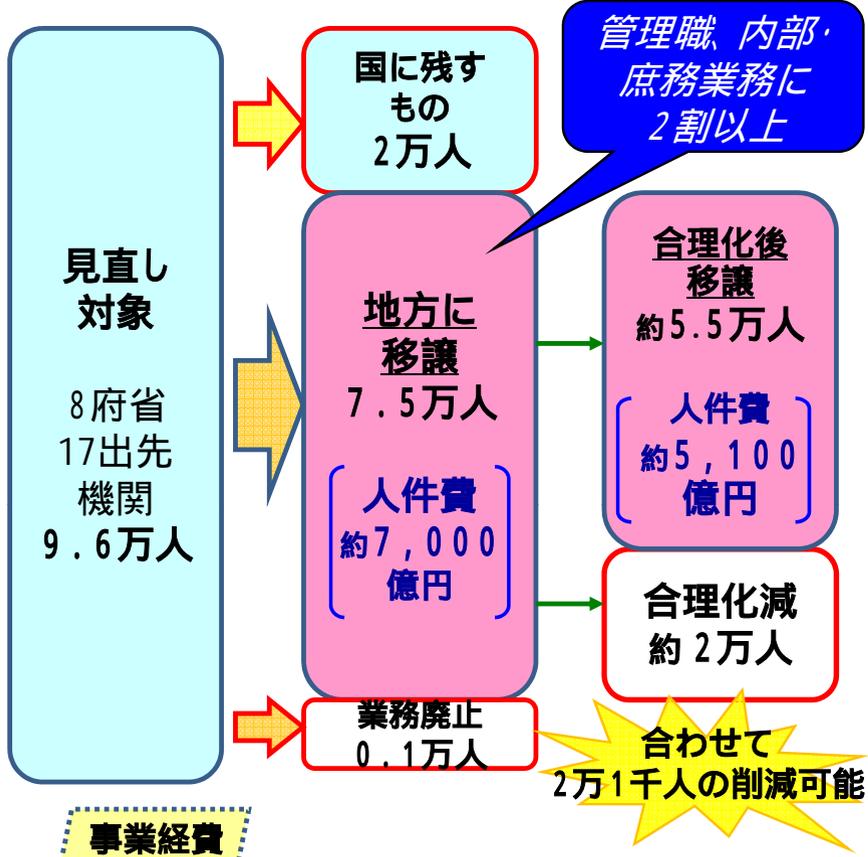
地方分権改革推進委員会にて、本提言の論点の検討を進め、抜本的な改革に取り組むべき。

民間移管・民間開放できる業務についても検討が必要。その可否の判断を地方分権改革推進委員会で。

国と地方との間に検討・協議のための組織等を設置。具体的な進め方や手順等を事前に協議。

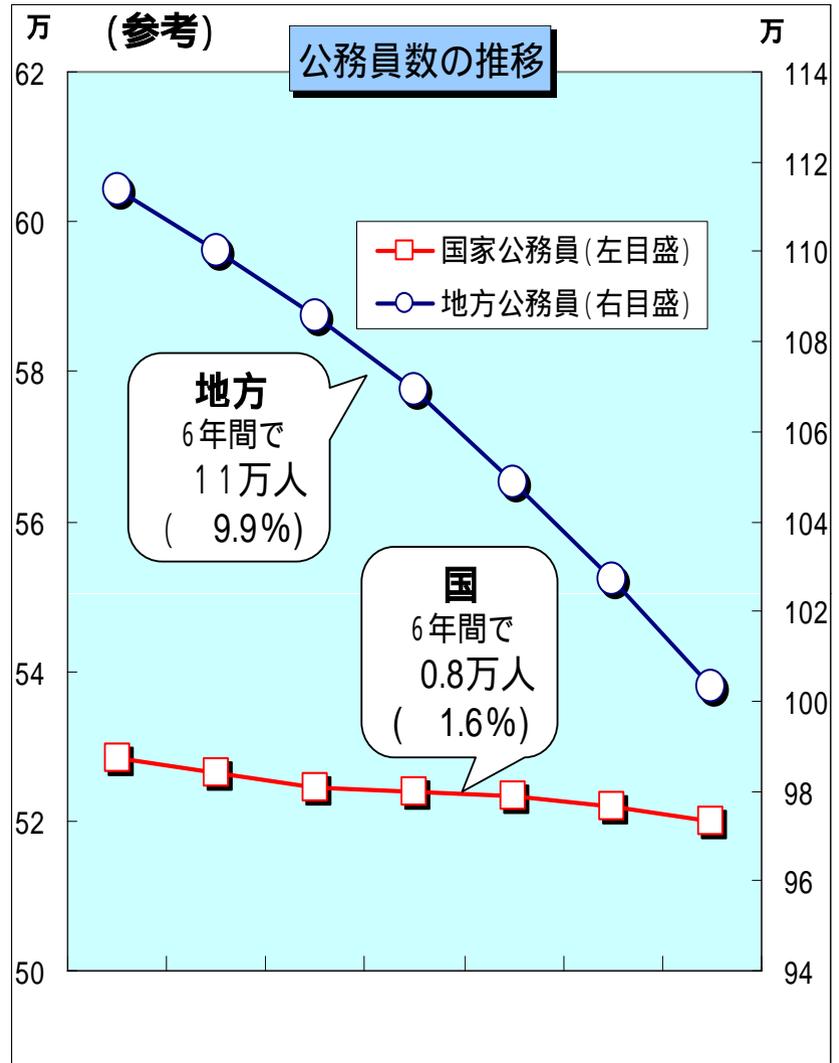
【参考】国から地方へ移譲すべき業務に係る職員数及び財源 <概数>

国家公務員 33万人 → うち地方出先機関 21万人
 → うち今回見直し対象 9.6万人



事業経費
 国の出先機関の事業のうち、地方で実施すべき事業の費用(国庫補助事業を除く)
約2兆6千億円

上記試算は、いずれも一定の想定による概算



国家公務員 非現業(独法人化等による減員除く) 出典「機構・定員等の審査結果」(総務省行政管理局)
 地方公務員 一般行政職 出典「地方公務員の推移」(総務省資料)